

時事新報

第七百二十號
明治二十年十月廿一日 金曜日
舊曆九月廿五日 (己未)

出刊時刻
早朝六時三十分
午前八時三十分
午後二時三十分
午後四時三十分
西曆一千八百八十七年

時事新報定價

一月	二日以下	七日以上	十五日以上	一月以上
一元	七角	一元	一元二角	一元五角
一月	二日以下	七日以上	十五日以上	一月以上
一元	七角	一元	一元二角	一元五角

時事新報廣告料前金一行一付

時事新報

外國士人の直言を望む

我日本の開國既に三十年と過ぎ内外の人情漸く相通して...

我日本の開國既に三十年と過ぎ内外の人情漸く相通して、猶疑の念漸く消散したるに似たりとも今日尙未だ青天白日の交際に至らずして陰に鬱する所の内情あるは我輩が日本國民として遺憾に堪へざるものなり蓋し其内情とは何ぞや外國人が我國人に對し其表面の交際は兎も角も眞實の心底に至り尙未だ同類の觀を爲さずして常に異人視するの一事なり昔年は日本國民が外國人を目して夷狄と呼び異人と稱して之を嫌忌せしむとなれども今日その日本國民は外人を嫌はざるものならず苟も國民の分として國權私權に傷けざる限り何れを開いて眞面目を打ち明け之に接すること自國人と對等の交際を如くにして尙を其上にも西洋諸國文明の事物は我れに缺く所のもの少からざるを知り之に倣はんとして其學術技術を學び其人を友とし又師として之と親しむ又或は我國固有の文物技術若しくは歴史遺産上の事々付し彼等の觀察を要することあれば之を示して隠すこと無く唯その及ばざるを心配する程に次第にして之を要するに我日本國民が西洋諸國人に交るの法は徹頭徹尾唯一の親切あるのみと言ふも内外人の中は此旨を諒する者はある可し然るに外國人は今日尙るの心に満足せざる所のあるか我國人を異類視して尙ほ所謂他人行儀の姿を脱すること能はず其異類の空想は尙ほ可しと雖も動もすれば空想より空想に導かれて謂れもなく人類平等の大義を忘却する者なきにあらざる試みの大なるものと云ふ可し誤謬の一念ひたつた中に見れば是れは恰も自家固有の色目鏡をうつけたるが如く見るものと己が豫想の色に見えざるは尙ほ猶疑の念、内に深くして發しては國交際の困難と爲り尙ほ取引の爲と爲り私交の不調和と爲り詞訟の問題と爲りては双方の心を痛ましむるもの多し我輩が喜ぶ所は我日本國民の宗敎と殊に歴史を殊に言辭の根柢と殊に文明の起源を殊に禮俗を殊にし又國體政治法律の趣と殊にするが故に一見先づ異種に入類せざるも無理ならぬ次第にふそわれ我輩の唯心を長くして我輩を行き假令今日にして外國人が我日本の眞面目を知りたるも待つ可きものは日月にして長月月其中には彼等の自か發明することもある可きと強ひて自か發明するのみ況んや外人中卓識の士人其少

なからざれば能く東西の文明を比較し西洋社會の長を...

ては記すを得ざるものならん其然る所以は何ぞや記者の爲め日本は旅の天ふればなり旅の賑はかきすにてして朝暮するに足らざればなり然りと雖も前節にも云へる如く我國人は西洋人と親しむと同時に又ふれ重んずるものにして尙も西洋士人の言とあれば一も二もなく惡むからぬこと、認るの風あるが故に假令へ記者は日本國を度外に置き度外の國に居て無頓着なる言を記すにせよ其日本社會の文明に影響して法律の進歩と妨るや決して少からず我輩は外人の直言直行を願ふ者なれば都て我在留の外國士人はメー記者の爲に倣はすして我が長を長とし我が短を短として遠慮なく忠告せられんことを冀望に堪えざるなり

官報

大藏省告示第百四十八號

旅費	貨物	合計
七三三二、五六〇	七〇、九九七〇	四四、三三三、三三〇
一、三二七、五九〇	一、八〇、四六二〇	一、五五、六四四、〇四〇
三、六九九、九二五	一、九六、六九四〇	五、六六六、六六五
二、三五一、五六〇	一、四三、九七二〇	三、七九一、二八〇
三、九七〇、五五三	一、四四、七八七、七七一	五、四一、一八四、三二二
一、五九一、七六七五	五、三三、六六〇、八	二、一、二四四、二八三
二、七四六、六七三〇	三、三六、六三五	一、四、七、八一三、一〇〇

(以上本年十月廿七日算)

大藏省告示第百四十八號 津國庫金納所四日市支所本年十一月六日より四日市發町へ移轉ス

○大藏省告示第百四十八號 津國庫金納所四日市支所本年十一月六日より四日市發町へ移轉ス

廣島の演説

大坂の如く廣島の演説 大坂の如く廣島の演説

○東京女學の講談 府下日尚ほ淺きも昨今は生徒は狹隘なる付校舍建築...

○帝國工業會社 同社にみ人の便利を計り大坂第...

○福岡縣下橋物の概況 小倉橋、御幸橋、二子橋...

○谷中將 同中將は過般郷里高知に赴き當初は來客を謝絶し居たれ共今は二七の日を以て來訪の人に接する事と爲しこの接客日とは訪問する者頗る多し又中將に之近々の内高知を出發して中國九州の諸國を遊歴する覺悟ある由聞かせりと高知よりの近報に見ゆ

○女皇の著述 英國ピクトリア女皇は當時新著述に従事せる由其冊數ハ三冊にて女皇一代の事變及び經驗等と記載するものありと云へり

○清帝新婚大禮の費用 清帝新婚大禮の準備に勤務せる官吏は同大禮ハ八百五十萬兩の費用を要する旨朝廷へ奏聞に及びるに西太后は右の奏聞を聞かたる後ち二百萬兩は禮部工部より支辨し剩餘金六百五十萬兩は各省の金庫より募集すべき旨の勅令を發したるよし上海の英字新聞に記せり

○全國有志者の模様 本月の下旬頃には各地の有志者が時事につき其筋へ意見書を呈し又現時の有様を陳見せる爲め出京すべしとの囑さるりしが東京は近頃より既に既に出京せし者あり四國の中土佐は全國を三十六部に分ち一部より總代三名宛を上京せしむる積りのよし九州は熊本縣議會其他福岡の相愛社よりも總代を出して其筋へ意見書を呈する者あり又来る廿五日には奥羽七州の有志者が仙臺に會し鶴鳴を爲し由にて是れも其結果は依りては上京委員を撰挙するからんと左れば本月末より來月の初めは隨分多人數の有る明治十五年九州聯合會